

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定により、千曲市森林整備計画を策定したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、千曲市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、千曲市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、千曲市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年3月4日

千曲市長 小 川 修 一

1 縦覧場所

千曲市役所 経済部 農林課

2 縦覧期間

令和7年3月4日から令和7年3月25日まで